

# ✓ 深浦町新生活応援金セルフチェックシート ✓

移住前・後の要件が以下に該当するかチェックしてみましょう

- 移住前の状況 青森県外に居住
- 移住前の5年間 通算2年6月以上県外に居住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として勤務
- 移住前の直近1年間 連続して1年以上青森県外に居住
- 移住時 令和8年3月以降の転入であって、住民票の異動を伴う移住

上のすべてを満たし、かつ以下の移住後の要件のいずれかを満たした場合支給対象となります。

- ①深浦町から通勤可能な範囲に所在する企業等へ就職した方
- ②「プロフェッショナル人材事業」または「先導的人材マッチング事業」を利用して専門人材として就業した方
- ③移住元の業務を引き続きテレワークする方
- ④起業支援金の交付決定を受けて起業する方
- ⑤深浦町が定めた関係人口の要件を満たす方

※このチェックシートは簡易版であり、支給対象者となることを確約するものではありません。

## Q & A

Q1 どこへ就職した場合対象となるのですか？

A 深浦町から自家用車又は公共交通機関による通常の交通状況下において、片道おおむね90分以内で通勤可能な勤務地が対象となっています。また、週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であることが要件となっています。

Q2 申請のタイミングはいつですか？

A 申請の期限は転入後3ヶ月以上1年以内です。また、年度で見た場合1月31日とその年度の申請期限となります。

Q3 支給対象となる「テレワーク」の要件を教えてください。

A 所属先からの命令ではなく、本人の意志による移住であること及び深浦町で生活しながら、移住前の仕事を引き続き行うこと等が要件です。

Q4 他の移住支援金との重複受給はできますか？

A できません。

Q5 深浦町出身（Uターン）なのですが、受給できますか？

A 移住前及び移住後の要件を満たした方は受給可能です。